**世田谷区事務局長(会計年度任用職員)　募集要領**

**＜　令和６年度　＞　随時募集**

**【注意】この募集は募集締め切りを「随時」としていますが、採用予定人数に達した時点で募集を終了します。必ず世田谷区HPにて確認の上、お申込みください。**

**とは、子どもの健全な育成や子育て家庭の支援を目的とし、学童クラブ（学童保育）と（放課後子供教室）とを統合した、区独自の事業です。事業詳細は別紙「について」をご覧ください。**

裏面あり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　勤務内容 | 1. 世田谷区立小学校内にある新ＢＯＰの各施設において、管理及び運営に関すること。 2. 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3. 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。 4. 新ＢＯＰの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5. 前各号に掲げるもののほか、委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。   ※子どもが過ごす施設のため、子どもと触れ合ったり、遊んだりすることも業務の一環です。  ※施設によりますが、児童は50名～260名程度、職員は10名～55名程度在籍しています。 | | |
| ２　勤務場所 | 世田谷区立小学校（６１箇所）内にある新ＢＯＰ | | |
| ３　任用期間 | 採用日（原則、各月１日）から令和７年３月３１日まで  ※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。 | | |
| ４　募集区分・応募資格 | 次に掲げる条件を満たす者のうちから、選考の上、新ＢＯＰ事務局長として任用する。   1. 小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の経験及び識見を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有する者 2. 職務に意欲のある者   ※以下の欠格条項（地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者）に該当する場合は応募で  きません。  　【地方公務員法第１６条（欠格条項）】  ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑  に処せられた者  ④日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を  暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  ※平成１１年改正の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原  因とするもの以外） | | |
| ５　勤務日数 | 原則として、**月２０日**〔年間２４０日（各月17日以上、23日以内）〕  ※月曜～金曜日（日、祝日、休日及び年末年始を除く）のうち週５日程度  ※土曜日が施設開設日のため、勤務日になることもあります。 | | |
| ６　勤務時間 | ・　１日６時間勤務  ・　次のいずれかのうち、勤務表で指定する。  原則　　午後０時２０分から午後６時２０分まで  延長番　午後１時０５分から午後７時０５分まで  ※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過  勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支  給します。 | | |
| ７　報酬月額・  期末手当 | 年間支給額（2,975,105円）  ・ 報酬月額（令和５年度現在）208,633円（地域手当相当分含む）  ・ 期末手当　　　　　　　　　　　　　 471,509円（支給要件あり）  ※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更となる場合があります。  ※年間支給額及び期末手当の額は年間を通じて（４月から３月まで）任用された場合の額  ※交通費別途支給（月額上限55,000円） | | |
| ８　福利厚生 | 社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険、休暇制度（年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等など条例等に規定する休暇等の制度があります） | | |
| ９　公務災害補償等 | | 公務災害補償等の適用となります。 | |
| 10 身分 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 | | |
| 11 その他 | ・ 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。  ・ 勤務場所は、世田谷区立小学校内のため「敷地内禁煙」です。なお、世田谷区は路上喫  煙も条例で禁止されております。 | | |
| 12 申込方法 | 一次選考として、所定の申込書『世田谷区新ＢＯＰ事務局長採用選考申込書兼履歴書』、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を地域学校連携課へ申込期限までに郵送または持参。 | | |
| 13 募集人数 | 若干名 | | |
| 14 申込期限 | 随時 | | |
| 15 選考日程 | 一次選考（書類選考）結果通知  最終選考（面接選考）  最終選考（面接選考）結果通知  採用事務説明会  辞令交付式及び勤務開始 | | 申込後随時  一次選考後随時  面接日翌日以降  面接日翌週以降  面接日翌月１日以降　※勤務開始月については要相談 |

【問い合わせ先】 世田谷区教育委員会事務局　地域学校連携課

電話：０３－５４３２－２７３９

　　　　　　　　 　 住所：〒154-8504 世田谷区世田谷４－２１－２７（第１庁舎４階43番窓口）